



農振除外の申請を受け付けます

産業観光課

町では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内に『農用地区域』を設定し、この区域を農業上の用途に供する土地として定めています。

農用地区域内の土地を農用地以外の用途（住宅の建築など）に利用する場合、事前に『農振除外（農用地区域からの除外）』の申請をする必要があります。

この申請の受け付けは、3月と9月の年2回で、受け付けの翌月から各関係機関との調整・協議や公告・縦覧などの手続きを経て、認可されるまで約六か月間を要します。

◆受付期間

平成22年3月1日（月）～26日（金）

◆問い合わせ先

産業観光課 農地班
（内線294）

家電リサイクル対象機器が追加になりました

町民生活課

家電リサイクル法が、昨年4月1日に改正され、これまでの家電4品目（ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯機）の他に新たに液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機が加わりました。

家電リサイクル対象機器は、家電メーカーにより回収されリサイクルされます。このため、小売店

で新商品の購入等をする際には、古い対象機器を引き取ってもらう場合、再商品化料金（リサイクル料金）等を小売店に支払うこととなります。料金等については、小売店に確認のうえ引き取りをお願いします。

自分で廃棄したい古い対象機器は、粗大ごみ処理業者にリサイクル料金等を確認のうえ処理してください。

適正なりサイクルと不法投棄の防止にご協力をお願いします。

◎対象機器がなぜ追加になったのか？

液晶テレビ・プラズマテレビは、今後急速に普及が見込まれ、将来的な排出台数の増加が予想されるため、衣類乾燥機は、洗濯乾燥機の普及により、今後衣類乾燥機の排出増加が見込まれるため。

◆問い合わせ先

町民生活課 くらしの窓口班
（内線151）

使用済みブラウン管テレビの不法投棄はしないよう協力を

町民生活課

平成23年7月から予定されている地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に伴い、使用済みブラウン管テレビの廃棄量が今



後増加することが予測されています。地上デジタルテレビ（液晶・プラズマテレビ）を購入の際には小売店にリサイクル料を払い、ブラウン管テレビの引取りをお願いしてください。（使用済みブラウン管は有害物質の鉛を含有しており、人の健康や環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。）

町内において、ブラウン管テレビの不法投棄は以前から確認されていますが、不法投棄をしないようご協力をお願いします。（不法投棄は廃棄物処理法により、5年以下の懲役または1千万円（法人は1億円）以下の罰金に処せられます。）

◆問い合わせ先

町民生活課 くらしの窓口班
（内線151）

スポーツ・文化・ボランティア活動に最適なスポーツ安全保険

スポーツ安全協会青森県支部

スポーツ安全保険とはアマチュアスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う社会教育団体の団体活動を対象とした保険です。掛金は年齢・団体種別・補償内容に応じて年額600円から



平成22年度「教育・福祉・環境」助成金募集のお知らせ

財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では、県内における個人、団体、NPO法人、企業等が地域の発展、地域貢献に資するために地域資源を活用・創造する活動や、健康増進、医療、福祉、環境に関連する活動に対し必要な費用を助成します。

■応募方法 下記のURLから教育・福祉・環境助成金申請書をダウンロードして必要事項を記入し財団事務局へ送付してください。

■応募期間 平成22年4月1日（木）～6月30日（水）

■助成金額 必要経費以内で100万円を限度とします。

■応募・問い合わせ先

〒038-8622 青森市勝田一丁目3番1号 財団法人みちのく・ふるさと貢献基金

TEL017 (774) 1179 担当/奈良・川村 URL: <http://michinokuba-furusato.or.jp>

9000円となっております。小さな掛金で入院、通院、死亡、後遺障害などの損傷保険をはじめ賠償責任保険や共済見舞金など大きな補償が得られます。

2010年度の加入は3月1日から受付を開始し、保険期間は平成22年4月1日から平成23年3月31日までとなります。なお、4月1日以降の申し込みは、掛金を振り込んだ日の翌日から有効となります。加入依頼書は各市町村教育委員会に設置しています。

◆問い合わせ先

スポーツ安全協会青森県支部
TEL 017 (782) 6984

もしくは

教育委員会 社会教育班
(内線212)

代理人による県税の納税証明書(自動車税以外)の申請について

西北地域県民局県税部

納税証明書は納税者の皆さまの大切な情報を証明するものですから、窓口においていただいた方の確認等を厳格に行います。代理人(法人の場合は代表者以外)の方が申請される場合は、次のものが必要になります。

- ① 代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険被保険者証など)
- ② 本人の印鑑(法人の場合は代表社印)及び代理人認印

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院東北事務局

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施いたします。

◆I種試験(大学卒業程度)

- ・ 受付期間(郵送による最終受付日の通信日付印有効)
- 4月1日(木)～4月3日(土)
- (インターネットによる受付期間)
- 4月1日(木)～4月8日(木)
- (郵送による受付期間)
- ・ 第1次試験日
- 5月2日(日)

◆II種試験(大学卒業程度)

- ・ 受付期間(郵送による最終受付日の通信日付印有効)
- 4月10日(土)～4月14日(水)
- (インターネットによる受付期間)
- 4月12日(月)～4月21日(水)

- ③ 本人(法人代表者)の印鑑登録証明書(申請する日から3か月以内に発行されたもの)
- ④ 委任状(申請書の「委任に関する事項」欄を使用できます。)
- ⑤ 青森県収入証紙(1部につき400円)

◆問い合わせ先

西北地域県民局県税部 納税管理課
TEL (34) 2111
(内線205)

- ・ 第1次試験日
- 6月20日(日)

◆III種試験(高校卒業程度)

- ・ 受付期間(郵送による最終受付日の通信日付印有効)
- 6月22日(火)～6月29日(火)
- ・ 第1次試験日
- 9月5日(日)

◆問い合わせ先

人事院東北事務局第二課試験係
TEL 022 (221) 2022
人事院ホームページ
[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]

なお、申込用紙の請求や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページまたは次にお問い合わせください。



乳幼児健康診査

【3歳児健康診査】(3歳6～9か月児)

- ・ 月日 2月24日(水)
- ・ 受付 正午～12時10分
- ・ 場所 鶴遊館
- ・ 対象 平成18年5、6、7月生
- ・ 内容 小児科・歯科診察
検尿・聴覚検査・視力検査
発達・育児相談

【4か月児健康診査】

- ・ 月日 3月3日(水)
- ・ 受付 午後1時～1時10分
- ・ 場所 鶴遊館
- ・ 対象 平成21年10月生
- ・ 内容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

【10か月児健康診査】

- ・ 月日 3月3日(水)
- ・ 受付 午後1時20分～1時30分
- ・ 場所 鶴遊館
- ・ 対象 平成21年4月生
- ・ 内容 小児科診察・予防接種・虫歯予防のお話など

【7か月児健康相談】

- ・ 月日 3月4日(木)
- ・ 受付 午前9時20分～9時30分
- ・ 場所 鶴遊館
- ・ 対象 平成21年7月生
- ・ 内容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食(食事用のエプロン、おしぼり等をお持ちください)

【1歳6か月児健康相談】

- ・ 月日 3月24日(水)
- ・ 受付 午後12時30分～12時40分
- ・ 場所 鶴遊館
- ・ 対象 平成20年6月/7月/8月生
- ・ 内容 小児科・歯科診察
発達・育児相談

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

◆問い合わせ先

町民生活課 健康長寿班(内線135)

タぐれ窓口

3月のタぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

■開設期日 3月5日(金)、3月19日(金)

■開設時間 午後5時15分～6時15分

閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後5時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

□相談先

教育委員会(内線210・250)

■相談日時

月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。3月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽においでください。

■日時 3月10日(水)

午前10時～午後3時

■場所 国際交流会館 1階102研修室